

議案第 3 2 号

渋川市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 3 月 2 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

渋川市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例（平成 2 8 年渋川市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 9 条第 1 項」を「第 1 2 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「消費性能適合性判定」という。）を受ける者、法第 3 4 条第 1 項」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（消費性能適合性判定に係る手数料の額）

第 1 条の 2 法第 1 2 条第 1 項又は第 2 項の規定により消費性能適合性判定を受ける者は、当該消費性能適合性判定に係る建築物内の非住宅部分（法第 1 1 条第 1 項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の床面積の合計が別表第 4 の第 1 欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 2 8 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「省令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する基準（以下「消費性能基準標準入力法に係る基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第 2 欄に、同号ロに規定する基準（以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第 3 欄にそれぞれ掲げる額の手数料（当該消費性能適合性判定に係る建築物が 2 以上あるときは、建築物ごとに算出した手数料を合計したもの）を納付しなければならない。ただし、消費性能適合性判定に係る建築物の用途が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計が別表第 5 の第 1 欄に掲げる面積の区分に応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第 2 欄に、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築

物にあつては同表の第3欄にそれぞれ掲げる額の手数料（当該消費性能適合性判定に係る建築物が2以上あるときは、建築物ごとに算出した手数料を合計したもの）を納付しなければならない。

- (1) 工場
- (2) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
- (3) 水産物の増殖場又は養殖場
- (4) 倉庫
- (5) 卸売市場
- (6) 火葬場
- (7) と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

2 法第13条第2項又は第3項の規定により消費性能適合性判定を求める国等及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を求める者は、前項の規定の例により算出した額の手数料を納付しなければならない。

第2条第1項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同項第1号中「（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）」を削り、同項第2号ウ中「次項」を「第3項」に改め、同項第3号ア中「次項」を「第3項」に改め、同号イ（イ）中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）」を「省令」に改め、同号ウ中「次項」を「第3項」に改め、同項第4号中「次項」を「第3項」に改め、同条第3項中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、「適用する場合を含む。）」の次に「及び第2項」を加え、「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に、「前項」を「第1項」に改め、同項の表中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）」を「省令」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されているときは、同条第1項の規定による認定の申請に係る手数料の額は当該申請に係る同条第3項に規定する申請建築物及び他の建築物についてそれぞれ前項の規定により算定した額の合算額とし、法第36条第1項の規定による変更の認定の申請に係る手数料の額は当該申請により変更する法第34条第3項に規定する申請建築物及び他の建築物又は追加する同項に規定する他の建築物についてそれぞれ前項の規定により算定した額の合算額とする。

第3条第1項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同項第3号イ中「省令第1条第1項第1号イに規定する基準（以下「消費性能基準標準入力法に係る基準」という。）」を「消費性能基準標準入力法に係る基準」に、「同号ロに規定する基準（以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。）」を「消費性能基準モデル建物法に係る基準」に改め、同条第2項中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、同項の表中「省令第1条第1項第1号イに規定する基準（以下「消費性能基準標準入力法に係る基準」という。）」を「消費性能基準標準入力法に係る基準」に、「同号ロに規定する基準（以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。）」を「消費性能基準モデル建物法に係る基準」に改める。

別表第4中「第2条」を「第1条の2、第2条」に、「341,000円」を「265,000円」に、「136,000円」を「104,000円」に、「25,000円」を「16,000円」に改める。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第1条の2関係）

第1欄	第2欄	第3欄
300平方メートル以上	30,000円	26,000円
500平方メートル以下		

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

# 渋川市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定により法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「消費性能適合性判定」という。）を受ける者、法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「消費性能向上計画」という。）の認定を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（消費性能適合性判定に係る手数料の額）</u></p> <p>第1条の2 <u>法第12条第1項又は第2項の規定により消費性能適合性判定を受ける者は、当該消費性能適合性判定に係る建築物内の非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する基準（以下「消費性能基準標準入力法に係る基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に、同号ロに規定する基準（以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄にそれぞれ掲げる額の手数料（当該消費性能適合性判定に係る建築物が2以上あるときは、建築物ごとに算出した手数料を合計したもの）を納付しなければならない。ただし、消費性能適合性判定に係る建築物の用途が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計が別表第5の第1欄に掲げる面積の区分に応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄にそれぞれ掲げる額の手数料（当該消費性能適合性判定に係る建築物が2以上あるときは、建築物ごとに算出した手数料を合計したもの）を納付しなければならない。</u></p> <p><u>（1） 工場</u></p> <p><u>（2） 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定により法第29条第1項</p> <hr/> <p>に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「消費性能向上計画」という。）の認定を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(3) 水産物の増殖場又は養殖場

(4) 倉庫

(5) 卸売市場

(6) 火葬場

(7) と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

2 法第13条第2項又は第3項の規定により消費性能適合性判定を求める国等及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を求める者は、前項の規定の例により算出した額の手数料を納付しなければならない。

(消費性能向上計画認定手数料の額)

第2条 消費性能向上計画について、法第34条第1項の規定による認定又は法第36条第1項の規定による変更の認定（以下「消費性能向上計画の認定」という。）の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 一戸建ての住宅（非住宅部分\_\_\_\_\_を有しないものに限る。次条第1項第1号において同じ。）住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

(2) 共同住宅（長屋を含む。以下同じ。）（非住宅部分を有しないものに限る。）次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア・イ (略)

ウ 住戸及び住棟について消費性能向上計画の認定の申請をする場合  
イ（第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の例により算出した額

(3) 住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅以外の住宅であるものに限る。）次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 第1号（第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する額  
イ 建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 建築物内の住宅部分の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲

(消費性能向上計画認定手数料の額)

第2条 消費性能向上計画について、法第29条第1項の規定による認定又は法第31条第1項の規定による変更の認定（以下「消費性能向上計画の認定」という。）の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 一戸建ての住宅（非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。））を有しないものに限る。次条第1項第1号において同じ。）住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

(2) 共同住宅（長屋を含む。以下同じ。）（非住宅部分を有しないものに限る。）次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア・イ (略)

ウ 住戸及び住棟について消費性能向上計画の認定の申請をする場合  
イ（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の例により算出した額

(3) 住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅以外の住宅であるものに限る。）次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 第1号（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する額  
イ 建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 建築物内の住宅部分の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲

げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

(イ) 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令

第10条第1号イ(1)及び

ロ(1)に規定する基準(以下「誘導基準標準入力法に係る基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

ウ 住宅及び建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合イ(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の例により算出した額

(4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅であるものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住戸について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 第2号ア(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する額

イ (略)

ウ 住戸及び建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合イ(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の例により算出した額

(5) (略)

2 前項の場合において、消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されているときは、同条第1項の規定による認定の申請に係る手数料の額は当該申請に係る同条第3項に規定する申請建築物及び他の建築物についてそれぞれ前項の規定により算定した額の合算額とし、法第36条第1項の規定による変更の認定の申請に係る手数料の額は当該申請により変更する法第34条第3項に規定する申請建築物及び他の建築物又は追加する同項に規定する他の建築物についてそれぞれ前項の規定により算定した額の合算額とする。

3 消費性能向上計画の認定の申請をする者が当該申請に係る消費性能向上計画が法第35条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表

げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

(イ) 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第10条第1号イ(1)及び

ロ(1)に規定する基準(以下「誘導基準標準入力法に係る基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

ウ 住宅及び建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合イ(次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の例により算出した額

(4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅であるものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住戸について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 第2号ア(次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する額

イ (略)

ウ 住戸及び建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合イ(次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の例により算出した額

(5) (略)

2 消費性能向上計画の認定の申請をする者が当該申請に係る消費性能向上計画が法第30条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表

の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号、第2号ア並びにイ（ア）及び（イ）、第3号イ（ア）並びに第4号イ（ア）及び（イ）	第2欄	第4欄
第3号イ（イ）	省令   第10条第1号イ（1）及びロ（1）に規定する基準（以下「誘導基準標準入力法に係る基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ（2）及びロ（2）に規定する基準（以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄
(略)		

4 消費性能向上計画の認定の申請をする者であって、法第35条第2項の規定による申出を行うものは、第1項（前項において読み替えて適用する場合を含む。）及び第2項の規定により納付すべき手数料のほか、当該申請に係る消費性能向上計画について建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知をしたならば渋川市建築基準法関係手数料条例（平成18年渋川市条例第265号）第2条の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数を納付しなければならない。

（消費性能に係る認定手数料の額）

第3条 法第41条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準について適合している旨の認定（以下「消費性能に係る認定」という。）の申

の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号、第2号ア並びにイ（ア）及び（イ）、第3号イ（ア）並びに第4号イ（ア）及び（イ）	第2欄	第4欄
第3号イ（イ）	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第10条第1号イ（1）及びロ（1）に規定する基準（以下「誘導基準標準入力法に係る基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ（2）及びロ（2）に規定する基準（以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄
(略)		

3 消費性能向上計画の認定の申請をする者であって、法第30条第2項の規定による申出を行うものは、第1項（前項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により納付すべき手数料のほか、当該申請に係る消費性能向上計画について建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知をしたならば渋川市建築基準法関係手数料条例（平成18年渋川市条例第265号）第2条の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数を納付しなければならない。

（消費性能に係る認定手数料の額）

第3条 法第36条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準について適合している旨の認定（以下「消費性能に係る認定」という。）の申



請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅以外の住宅であるものに限る。） 次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準

\_\_\_\_\_が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準

\_\_\_\_\_が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

(4)・(5) (略)

2 消費性能に係る認定の申請をする者が当該申請に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準（以下「性能基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準（以下「モデル住宅法に係る基準」という。）が適用される建築物並びに同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準（以下「仕様基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第3欄	同表の第4欄
(略)		
第3号イ	消費性能基準標準入力法に係る基準 _____が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準	同表の第4欄

請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅以外の住宅であるものに限る。） 次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第1号イに規定する基準（以下「消費性能基準標準入力法に係る基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号ロに規定する基準（以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

(4)・(5) (略)

2 消費性能に係る認定の申請をする者が当該申請に係る建築物が法第2条第3号 \_\_\_\_\_に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準（以下「性能基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準（以下「モデル住宅法に係る基準」という。）が適用される建築物並びに同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準（以下「仕様基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第3欄	同表の第4欄
(略)		
第3号イ	省令第1条第1項第1号イに規定する基準（以下「消費性能基準標準入力法に係る基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号ロに規定する基準（以下「消費性能基	同表の第4欄

が適用される建築物にあつては同表の第3欄

(略)

別表第4 (第1条の2、第2条、第3条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
300平方メートル未満	212,000円	82,000円	9,000円
300平方メートル以上500平方メートル以下	265,000円	104,000円	16,000円

別表第5 (第1条の2関係)

第1欄	第2欄	第3欄
300平方メートル以上	30,000円	26,000円
500平方メートル以下		

準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄

(略)

別表第4 (第2条、第3条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
300平方メートル未満	212,000円	82,000円	9,000円
300平方メートル以上500平方メートル以下	341,000円	136,000円	25,000円